

令和2年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、強迫性障害（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が後記2(2)記載の原処分及び事後重症請求に係る処分をしたところ、請求人が、これらを不服として、標記の社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をし、審査官の決定を受けてもなお原処分に対する不服は残るとして、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求（予備的に事後重症による請求）として、障害基礎年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、障害認定日による請求について、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「請求のあった傷病（強迫性障害）について、提出された診断書では、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態を認定することはできません。」として、障害基礎年金の裁定請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をし、また、

予備的な事後重症による請求について、同日付けで、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、障害年金1級又は2級の対象となる障害（国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に定める障害の程度）に該当しないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分（以下「事後重症請求に係る処分」という。）をした。

- (3) 請求人は、原処分及び事後重症請求に係る処分を不服とし、令和〇年〇月〇日（受付）、審査官に対し、審査請求をした。
- (4) 審査官は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当するとして、事後重症請求に係る処分を取り消し、原処分に係る審査請求は棄却する旨の処分をした。
- (5) 請求人は、なお原処分に係る不服は残るとして、令和〇年〇月〇日（受付）、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に定める程度（障害等級1級又は2級）に該当しなければ、支給されないこととなっている。
- 2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日で、同日から1年6月を経過した平成〇年〇月〇日が障害認定日となることについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、本件の問題点は、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）を、認定することができないかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 国年令別表は、障害等級1級及び2級

の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められており、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」によれば、障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行われ、障害基礎年金の裁定請求書には、障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添えなければならないこととされている（国民年金法施行規則第31条第2項第4号）。

そして、障害基礎年金の障害認定に当たっては、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するか否かは、受給権の発生・内容に関わる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいままでもないことであるので、それは、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接その診療に関与した医師（歯科医師を含む。以下同じ）若しくは医療機関が作成した診断書、医師若しくは医療機関が、診察が行われた当時に作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行わなければならないものと解するのが相当であり、審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日から3か月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めるとして、障害認定日における障害の状態は、上記の期間内の現症日に

おける障害の状態によって認定を行う取扱いをしており、傷病の性質や内容にもよるが、障害認定日から余りにも離れた時期を現症日とする診断書では、障害認定日における障害の状態を認定することは困難であることから、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。

2 本件についてこれを見ると、本件裁定請求時に提出された本件障害の状態に関する客観的資料として、検討すべきものは、a 病院 b 科・A 医師（以下「A 医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付け診断書（以下「本件診断書」という。）が存するところ、本件診断書の備考欄には、「H〇年〇/〇の現在症は本人がc 病院 b 科の診療録のコピーを持参しており、それに基づいて記載した。尚現在 c 病院の b 科は閉鎖している」と記載されていることが認められる。

そして、請求人が再審査請求時に提出したA 医師作成の令和〇年〇月〇日付け「B 氏（注：請求人）の障害年金診断書（平成〇年〇月〇日現症）について」と題した書面によれば、「小生（A 医師）は、昭和〇年から平成〇年までc 病院 b 科に在職しており、B 氏が受診した当時は、そこで〇〇部長をしておりました。当時 b 科医は4 人勤務していましたが、外来も入院患者も原則的に主治医制になっており、小生はB 氏を診察したことがありません。c 病院 b 科が閉鎖された後、B 氏は〇〇市内の d 科病院より抗不安薬などの投薬を受けておりましたが、改善傾向無く、その d 科医より、小生に紹介があります。（注：以下省略。）」と記載されていることが認められる。

さらに、当審査会からの照会に対して、請求人から提出されたc 病院外来診療録によれば、傷病名は、恐怖症の疑い（平成〇年〇月〇日診療開始）とされ、現病歴として「ちょっとした事で心臓が速くなって苦しくて立ってられなくなった。

内科的にはn.p.と言われた。安定剤をp.o.すると治る。2-3mal/day。人と話すとき具合悪くなる。回る物を見ると悪くなる。平成〇年〇月〇日の診察記録として「幼少時～動く物が苦手であった。昨年～それを見ると具合悪くなった。動く物、響く音は小学校入る前から嫌いであった。コーヒーをかき回す事を見るだけでソワソワする。とにかく嫌い。オルゴールのような響く音も嫌いである。Moのimage：なんとも思わないが-頑張り屋である。厳しい人である、キツイ人である。Faのimage：あまり記憶がない。中学卒業した時離婚したので…やさしい人であったが酒を飲むと暴れ出す。いつも暴れていたのどうしようもなくして兄姉は家を出た。Moはずっと我慢していた。中卒後離婚した。中学時にはいつもケンカしていた。自分ではあの様にならないと考えた。」と、同年〇月〇日の診察記録として「Pt alone 大部気にならなくなってきたはいる palpitation（注：動悸）はある palpitationの後、頸が張ってくる。Rizeは頓用でp.o.している。効いている。drug（注：薬物）がなくては居られない事がある palpitationは連日ある。帰宅後に出現する。車の運転をするとまばたき時、車下がっているように感ずる。遊園地の乗り物は見ているとダメ。乗って大丈夫・振り回すものもダメ・響くものは見えているもののみダメ音楽はOK、響き続けるのがダメである、金属の音、TVで観るのもダメである体の具合がどこか悪いと感じたらそれに取らわれてしまう。不眠はならない。不潔に対しても他の人に〇〇〇（注：判読不能）と苦手。犬に触ると必ず手を洗いたい、洗わないと気持ち悪い。…高所恐怖（+）デパート等へ行っても苦しくなったらどうしようと考えてるが行けないというものではない。Rp）①リーゼ2T/2× ②ムコスタ3T/3×…」とそれぞれ記載されており、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日の診察記

録として、①を処方したことのみが記載されている。

これら認定した事実を総合勘案するならば、本件診断書を作成したA医師は、昭和〇年から平成〇年までc病院に在籍していたが、請求人を診察したことはなく、請求人が同病院の診療録のコピーを持参したことから、それに基づいて本件診断書を作成したとし、本件診断書には、平成〇年〇月〇日現症時の病状や状態像、日常生活能力の判定、日常生活能力の程度等についての記載があるものの、同病院の診療録には、本件診断書現症日頃の診察記録として、処方薬についてのみ記載されており、本件診断書の記載内容を客観的に裏付ける記載はないのであるから、本件診断書を障害認定の資料とすることはできないといわざるを得ず、その他に本件障害の状態を認定し得る資料は見当たらない。

- 3 以上によれば、請求人から提出された本件診断書では、本件障害の状態を認定することができないとして本件裁定請求を却下した原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。